

福岡県公報

平成26年9月16日
第3629号

目次

公 告

- 競争入札参加者の資格等 (建築指導課) …………… 1
- 一般競争入札の実施 (建築指導課) …………… 2
- 県営土地改良事業の換地処分 (農村森林整備課) …………… 2
- 県営土地改良事業の換地処分 (農村森林整備課) …………… 2
- 県営土地改良事業の換地処分 (農村森林整備課) …………… 3
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 3

公 告

公告

福岡県が発注する建設工事に係る競争入札のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成26年9月16日

福岡県知事 小川 洋

- 1 調達をする特定役務の種類
建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事のうち、土木一式工事
- 2 競争入札の参加者の資格
次の(1)から(5)までのいずれにも該当しない者
 - (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - (2) 次のいずれかに該当する事実があった後2年を経過していない者及びこれらの者

- を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 - (4) 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていない者及び同法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていない者
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの
- 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等（平成26年5月1日から平成27年4月30日まで有効な「福岡県建設工事競争入札参加資格者名簿」に登録されている建設業者は、この資格審査の申請をする必要はない。）
- (1) 受付の時期
この公告の日から入札参加申込み受付期限日まで随時受け付ける。
なお、それ以降も入札書提出の前日まで随時受け付けるが、申請の日時によっては、開札時まで審査を終了することができないおそれがあるので、注意すること。
 - (2) 受付の場所
福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁7階）
福岡県建築都市部建築指導課建設業係
 - (3) 提出書類
提出する書類は、次のとおりとする。

- ア 平成26年度の「一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（建設工事）」
- イ 平成24年10月1日から平成25年9月30日を審査基準日とする経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- (4) 提出書類の販売場所
福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁7階 福岡県建築都市部建築指導課内）
- (5) 提出書類の作成に使用する言語等
申請書の記入は日本語で行うこと。その他の書類で外国語で記載されたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- (6) その他
申請書は、郵送では受け付けないので、必ず持参すること。
- 4 資格審査申請に対する問合せ先
福岡県建築都市部建築指導課建設係
電話 092-643-3719

公告

一般競争入札を行う建設工事の工事名等を次のとおり公告します。
平成26年9月16日

福岡県知事 小川 洋

土木一式工事

- 1 工事名
県道飯塚福岡線見坂工区トンネル工事
- 2 施工場所
福岡県宮若市山口～福岡県福津市本木
- 3 予定工期
平成26年度から平成29年度まで
- 4 工事概要
トンネル工（NATM） 1式
トンネル延長842m
幅員9.5m

内空断面積52.6㎡

- 5 入札を行う時期
平成26年度 第3・四半期
- 6 工事の概要に関する問合せ先
福岡県県土整備部企画課技術調査室
電話 092-643-3522

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成26年9月16日

福岡県知事 小川 洋

換地処分をした地域	換地処分年月日
八女市星野村字寄、寄前、引陣、寄前田、雨坪、川久保、西津留及び板橋前田の各一部 （新星野地区寄換地区）	平成26年9月4日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成26年9月16日

福岡県知事 小川 洋

換地処分をした地域	換地処分年月日
八女市星野村字堂ノ前、西川原、榎谷、堀田、園田、柳原、道上、立道、稗田、坂根、谷東、中原下、下田及び段東の各一部 （新星野地区下小野換地区）	平成26年9月4日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成26年9月16日

福岡県知事 小川 洋

換地処分をした地域	換地処分年月日
八女市星野村字前川、中田、東田及び井手口の各一部 (新星野地区土穴換地区)	平成26年9月4日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年9月16日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
飯塚市堀池字古川471番1及び471番2
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
山口県岩国市川西三丁目7番12号
株式会社 ビッグモーター
代表取締役 兼重 宏行